



防府市における廃棄物処理の現状と取組について

令和6年7月31日

防府市クリーンセンター

議事

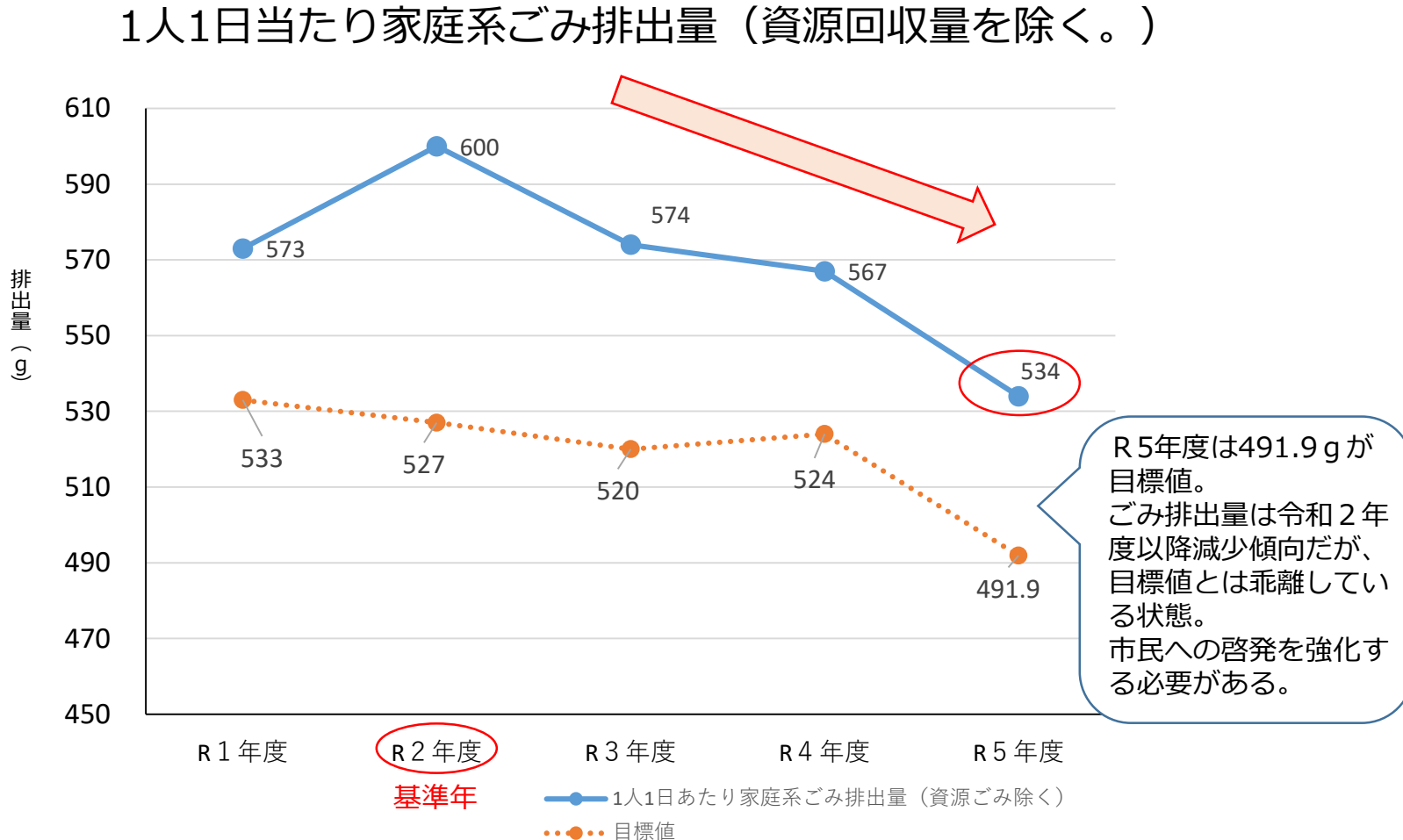
（１）防府市における廃棄物処理の現状と取組について

基本目標

「3Rの実践による未来につなぐ 循環型社会の構築」

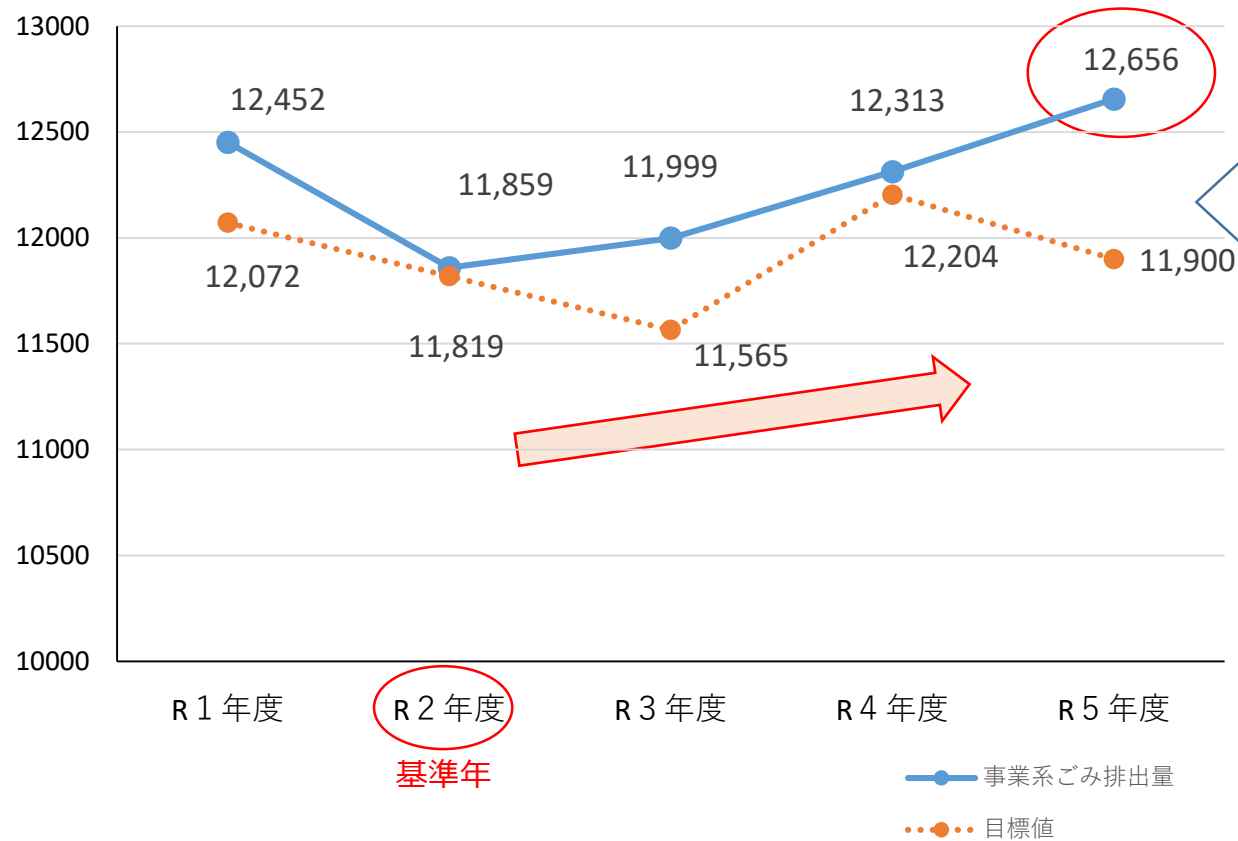
数値目標	[基準年度] 令和2年度	[中間目標] 令和8年度	[最終目標] 令和13年度
①1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	600 グラム	432 グラム	405 グラム
②事業系ごみ排出量	11,859 トン	11,062 トン	9,883 トン
③リサイクル率	26.4%	35%	38%

【実績】 家庭系ごみ排出量の推移



【実績】 事業系ごみ排出量の推移

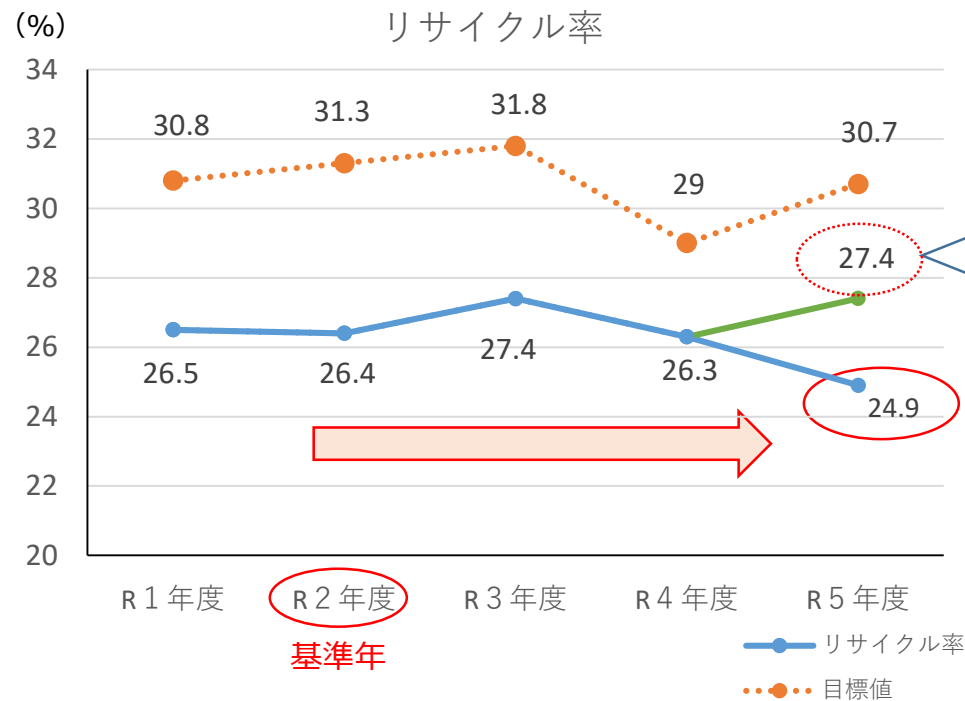
事業系ごみ排出量の推移



R 5年度は11,900 tが目標値。
ごみ排出量は令和2年度以降増加傾向であり、事業者への指導等を継続する必要がある。

【実績】リサイクル率の推移

【リサイクル率の推移】



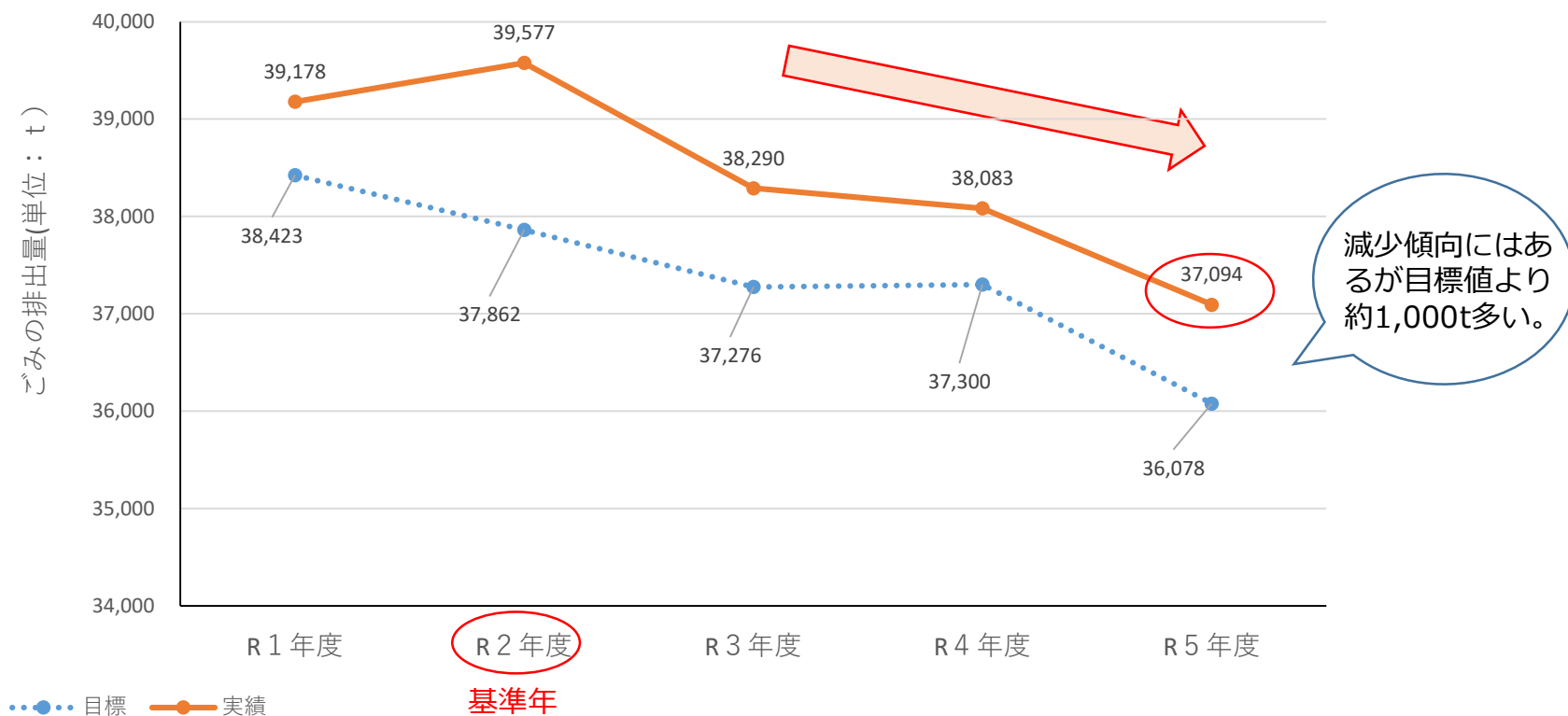
<参考>

	排出時 (品目)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
分別収集	びん類 (t)	752	599	592	573	555	562
	古紙類 (t)	559	533	579	523	496	466
集団回収	びん類 (t)	10	9	7	7	5	5
	古紙類 (t)	374	332	252	255	245	220

※店頭回収の数字を把握できない部分もリサイクル率に影響していると考えられる。

【実績】ごみ排出量の推移（全体）

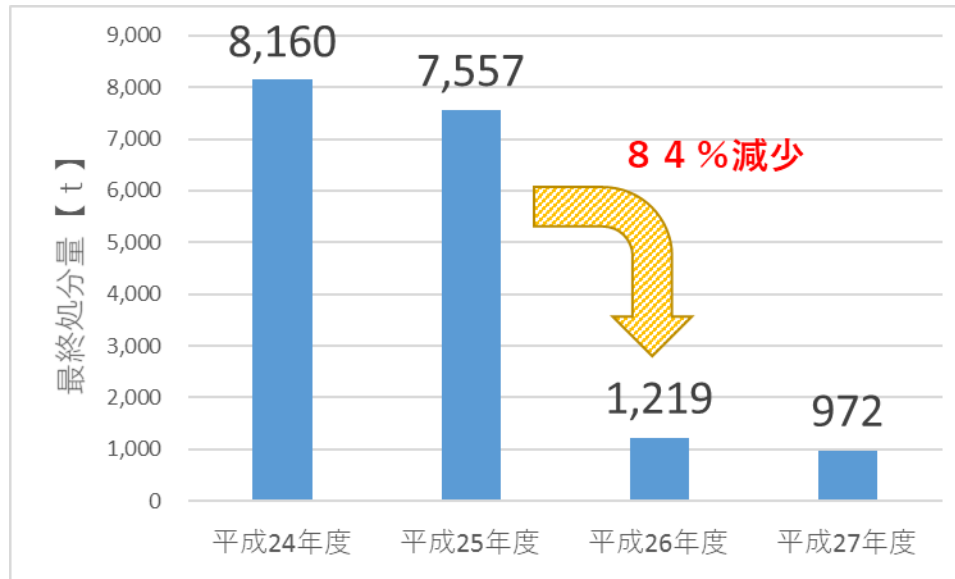
数値目標の達成状況（ごみの排出量）



最終処分場の状況

最終処分場は直接埋立ごみ、焼却残渣、破碎残渣を搬入する場所

【最終処分量】



- ・焼却灰の全量セメント原料化や分別品目の拡大により平成26年度から大幅減少

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
搬入量 (t)	1,242	1,019	1,206	1,201	1,832	1,245	1,293	1,058



その後、処分量は増加せずに横ばい状態

最終処分場の状況

○埋立期間

運用開始時（H9）は15年程度で飽和する予定だった

⇒最終処分量減量の成果で

今後、更に20年以上受入れ可能に

○最終処分場の埋立

- ・堰堤のかさ上げを繰り返して埋立
- ・堰堤10段目まで築堤可能
- ・堰堤8段目が令和6年度の埋立で飽和予定



令和6年度、令和7年度で堰堤9段目の築堤工事を実施

目標達成に向けた取組内容

【2R（発生抑制（リデュース）・再使用（リユース））の推進】

- ・施設見学の入受やイベントの開催（参加）による啓発活動
- ・『聞いて得するふるさと講座』等出前講座による啓発活動
- ・市広報やホームページ等を活用した啓発活動
- ・分別収集カレンダー、ごみの分け方・出し方の配布
- ・ごみ分別アプリ配信による分別方法の周知活動
- ・フードドライブ等の開催（食ロス削減）
- ・水切りの必要性の周知、生ごみ処理機等の購入費助成
- ・家具等再利用品の譲渡会の実施
- ・事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引きの配布
- ・多量排出事業者に対するごみ減量化に向けた訪問指導の実施
- ・指定ごみ袋の材質の変更（原料にバイオマスを10%使用）
- ・指定ごみ袋のレジ袋化（試行実施中）
- ・効果的なプラスチック資源の分別収集・リサイクル手法の検討

目標達成に向けた取組内容

【再生利用（リサイクル）の推進】

- ・ 廃棄物減量等推進員と連携した分別指導の実施
- ・ 資源化推進事業による集団回収への助成
- ・ リサイクル施設での事業系の資源ごみの無料受入の実施
- ・ 小型家電の拠点回収（出張所・市役所等）
- ・ **びん類等の排出機会の拡充実施**
- ・ 不燃ごみからの鉄・アルミニウム等の選別回収
- ・ 羽毛ふとんの回収
- ・ 焼却灰の全量セメント原料化実施

指定ごみ袋の材質をバイオマスプラスチックに！！

○目的・内容

温室効果ガス排出量の削減、環境意識の向上を図るため、防府市指定ごみ袋の材質を、植物由来のバイオマスを10%使用したバイオマスプラスチックに変更した。

これにより、温室効果ガスのうちCO2排出量を従来の指定ごみ袋と比べて10%（年間約55.5 t）削減することができる想定。

○開始年度

令和4年度製造分から

○ごみ処理手数料（販売価格）

特大 13円/枚 大 12円/枚 小 9円/枚



【参考】費用

○製造費用（ごみ袋1枚当たり）

	特大	大	小
令和4年度	12円	8.2円	6.3円
令和5年度	10円	6.55円	4.5円
令和6年度	11.5円	7.8円	5.8円

○販売費用

2.2円/枚

※収納事務委託料として販売店に支払い
※別途販売店への配送料が必要

指定ごみ袋のレジ袋化（試行実施中）

レジ袋の代わりに 防府市指定袋を！

9円で販売中

(大は12円、特大は13円)

●Burnable Rubbish ●可燃性垃圾
●가연성 쓰레기 ●Rác đốt được

(小) 

④ 収集日の午前8時30分までに、決められた場所へお出しください。
 Please bring your garbage to the designated place by 8:30am on the day of collection.
 ⑤ 収集日の午前11時30分前、時間無制限の場所
 until 11:30am on the day of collection. There is no time limit.
 ⑥ 収集日の午前11時30分前、時間無制限の場所へお出しください。
 Please do not put burnable waste such as cans, bottles, and metal
 tools, etc. in the designated place. Please separate it.
 ⑦ 収集日の午前11時30分前、時間無制限の場所へお出しください。
 Do not mix burning waste like kitchen trash (chopsticks, chop-
 sticks, etc.) with non-burnable waste.
 ⑧ 収集日は、水曜より切ってかいられてください。
 ⑨ 回収の車も入れず車に積載し、持ち帰ることもありません。
 この回収は、燃やさないゴミの回収と可燃ゴミの焼却に際する
 分別収集と、ごみ焼却場への搬送を目的といたしております。

事業系のごみは、一般家庭用のごみ
集積場所へ出さないでください。

✓ 指定袋をレジ袋に使ったあと、
ごみ出しに再利用！

☒ レジ袋を使わないことで、
プラスチックごみの削減に！

エコで
ラクちゃん

○目的・内容

CO₂削減ほうふ市民運動の一環として、指定ごみ袋をレジ袋としても活用できるよう、1枚単位で販売する取組みを試行的に行っている。レジ袋として利用した後、通常のごみ袋として利用することができ、プラスチックごみの削減に繋がる。

○実施期間

令和6年3月1日～令和7年3月31日

○取扱店舗 8店舗

- ・くすりの小西堂
- ・セブンイレブン防府西仁井令町店
- ・済生堂
- ・ヘイワ薬局本店
- ・シジュウカラ薬局
- ・メディカルドラッグピスティー店
- ・セブンイレブン防府今市店
- ・セブンイレブン防府桑南店

○売上実績

売上枚数 4枚（令和6年5月末時点）

防府市クリーンセンター

《CO₂削減 ほうふ市民運動》

びん類の排出機会拡充

○実施の経緯（目的）

びん類の主な排出方法

- ・各地区での資源ごみの回収（月 1 回）
- ・クリーンセンター（平日又は第一日曜日）

※他の資源ごみのように民間事業者による店頭回収なし。



市民サービスの向上を目的として、びん類の排出機会を拡充

○取組内容

（１）開始日 令和 6 年 4 月 7 日（日）から

※以降、原則として毎週日曜日

（２）時間 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで

（３）場所 防府市クリーンセンター正門入口付近（場内）

※回収ボックス、監視員を設置

（４）回収物 びん類（無色、茶色、その他の色）

びん類等の排出機会拡充

○回収状況（４月～７月）

月	搬入件数 (件)	回収量(kg)			
		無色	茶色	その他の色	合計
４月	99	418	456	285	1,159
５月	65	342	285	285	912
６月	87	361	361	247	969
７月	80	399	399	285	1,083

びん類の分別回収

回 収 日 時：毎週日曜日 午前９時～午後４時３０分

回収できるもの：食品、化粧品、医薬品（飲み薬、塗り薬）が入っていたびん

回収できるもの（無色、茶色、その他の色に分別してください）



無色



茶色



その他の色

❌ 回収できないもの



農薬が入っていたびん



マニキュアなど
中身を除去するのが
困難なびん



陶磁器と見分けが
つかないびん

回収できないものは、陶磁器ガラス類になります。

クリーンセンター開場時に持ち込むか、お住まいの自治会の排出ルールに従ってください。



搬入時の様子

議事

（２）プラスチック資源一括回収事業について

プラスチック資源一括回収事業について

○背景

マイクロプラスチックによる海洋汚染や地球温暖化による気候変動など、廃棄されたプラスチックが地球環境にもたらす影響が世界的に問題視されており、そうした地球規模の環境問題は、全世界で解決に向けて早期に取り組んでいく必要がある。

○国の方針

プラスチック資源の循環を推進するため、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行された。

○市の役割

家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の収集、再商品化
その他国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努めなければならないとされた。

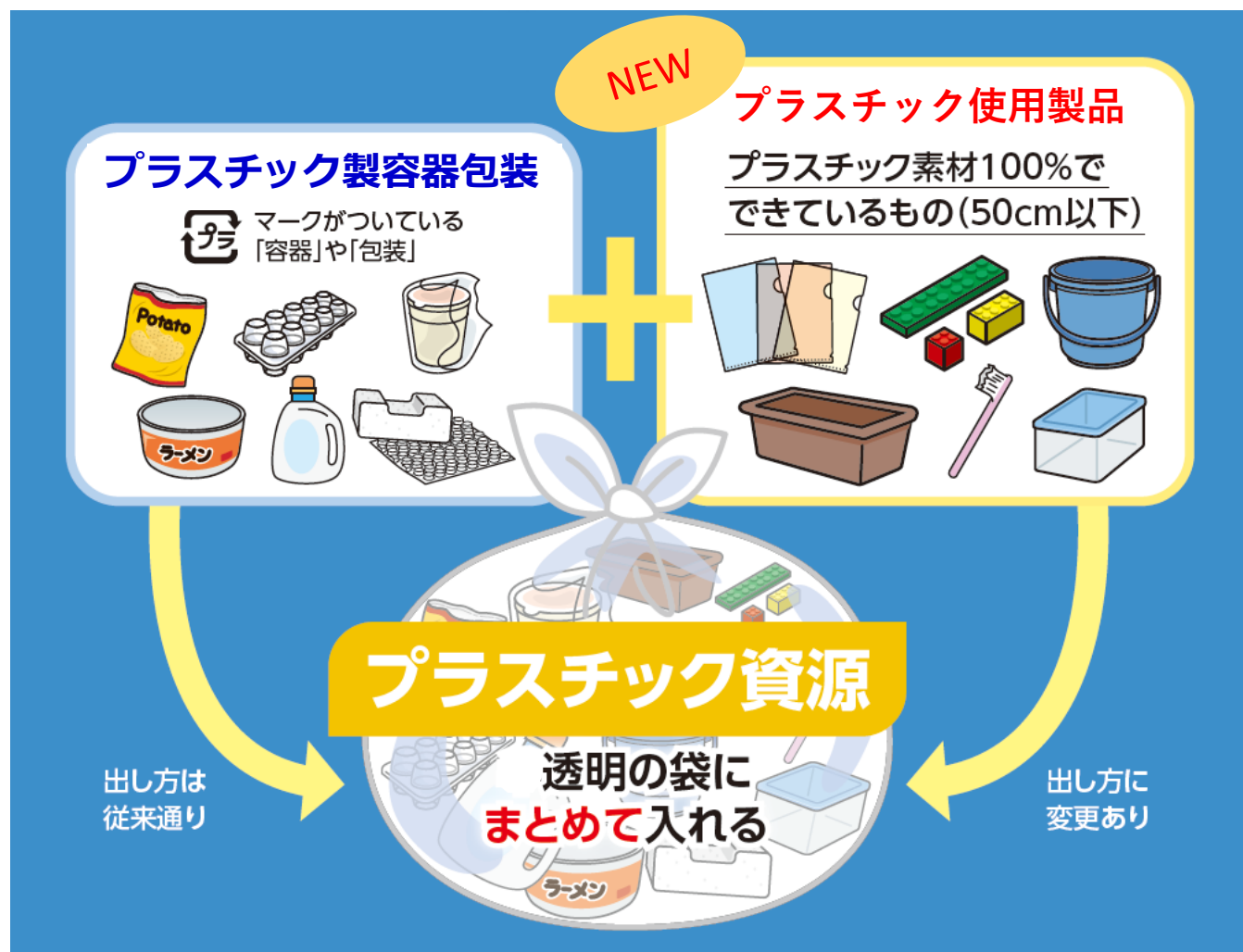


○本市の方針

より一層のごみの減量・資源の循環利用を図るため、従来のプラスチック製容器包装に、プラスチック使用製品を加えたプラスチック資源の一括回収・再商品化を開始する。

プラスチック資源一括回収事業について

○一括回収・再商品化できるプラスチック類



プラスチック資源一括回収事業について

○課題【施設改修】

①新たに回収するプラスチック製品の材質（硬質プラスチック）への対応



破袋機の更新

※破袋機とは、回収した資源物の入った袋を裂く設備。



②リチウムイオン電池による火災対策

- ・リチウムイオン電池内蔵製品の混入対策
- ・リチウムイオン電池内蔵製品が混入し、火災が発生した場合の火災対策

※リチウムイオン電池・・・衝撃を与えると発火燃焼

⇒リチウムイオン電池使用製品による火災が、全国のごみ処理場で問題化

【使用例】

電子タバコ、モバイルバッテリー、コードレス掃除機、ゲーム機等

＜具体的な対策＞

- ・磁選機付きコンベアの設置…リチウムイオン電池を除去（混入対策）
- ・施設内への新たな消火設備の設置（火災対策）

プラスチック資源一括回収事業について

○事業開始までのスケジュール

年度	年月	事業内容
令和6年度	令和7年1月～3月	実証事業地区の選定
令和7年度	令和7年4月～6月	実証事業地区住民周知
	令和7年7月	実証事業
	令和7年9月	施設改修工事開始
令和8年度	令和8年4月～令和9年2月	住民周知
	令和9年2月	施設改修工事完了
	令和9年3月	プラスチック資源一括回収の開始

